平成２３年（フ）第１１０６号
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内
債務者　西藤　和弘
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５０号
京都府木津川市木津川台６丁目２番地２　ローレルスクエア木津川台13―201
債務者　眞鍋　里香
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
京都府京丹後市網野町網野555番地
債務者　岩渕　泰昭
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第５７４号
堺市中区上之573番地11
債務者　安田　和代
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１６号
大阪府松原市阿保５丁目21番36―203号、前住所大阪府松原市岡４丁目３番29号
債務者　陣内　隆文
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８２８号
堺市北区蔵前町１丁11番10―901号
債務者　辻本　友紀（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８３３号
堺市東区日置荘西町４丁22番11―105号
債務者　フルサトこと　古里　　剛
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９４７号
堺市堺区大浜南町２丁３番１―911号
債務者　藤原　孝人
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０７７号
大阪府河内長野市錦町25番92号
債務者　橋脇　健男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０８３号
堺市中区深井中町999番地１　深井ニューグリーンハイツ203号、前住所堺市中区福田355番地６
債務者　白石　邦彦
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
北海道室蘭市白鳥台２丁目12番５―504号、前住所北海道室蘭市本輪西町１丁目２番10号
債務者　大友　英一
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
福島県河沼郡会津坂下町大字五ノ併字寺ノ前丙536番地、前住所山形県山形市五日町３番８号　ニューブラウン片桐105号
債務者　薄　　文克
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
福島県河沼郡会津坂下町大字五ノ併字寺ノ前丙536番地
債務者　薄　　ルミ
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
福島県河沼郡会津坂下町大字五ノ併字寺ノ前丙536番地
債務者　薄　　松江
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
新潟県五泉市木越1177番地５
債務者　桐生　繁春
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７４号
新潟市中央区女池５丁目８番６号
債務者　田中　信雄
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７９号
新潟市西区松美台４番56号７
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９９号
新潟県五泉市暮坪６番地
債務者　塚野　和恵
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部